

第11期生涯学習分科会の審議の状況

1. 第11期における審議実績

- 第11期生涯学習分科会は、第9期答申、第10期の議論を踏まえながら、関係省庁からのヒアリングを含め第111回から第120回まで計10回の審議を行い、令和4年8月に「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」（以下、「第11期議論の整理」という。）を取りまとめた。
- 第11期議論の整理の内容を踏まえ、社会教育人材及び社会教育施設の振興方策を中心に第121回から第123回まで計3回の審議を行い、令和5年度以降に取り組む施策の工程表を含む、今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項及び具体策）について審議を行った。

● 第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理について

- 第11期議論の整理は、「全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて」を副題として設定し、生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題、生涯学習・社会教育が果たしうる役割、今後の生涯学習・社会教育の振興方策、の三つの段落で構成している。
- 生涯学習・社会教育が果たしうる役割については、従来の基本的な役割に加えて重要になる役割として、以下のものを提示している。
 - ①ウェルビーイングの実現
 - ②地域コミュニティの基盤としての役割
 - ③社会的包摂の実現を図る役割（デジタル社会への対応を含む）
- 今後の生涯学習・社会教育の振興方策としては、以下の5点を挙げた上で、国及び地方公共団体の果たすべき役割も示している。
 - ①公民館等の社会教育施設の機能強化、デジタル社会への対応
 - ②社会教育主事、社会教育士等の社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
 - ③地域と学校の連携・協働の推進
 - ④リカレント教育の推進
 - ⑤多様な障害に対応した生涯学習の推進

- 今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項及び具体策）について
 - ・ 一人一人の生活と地域づくりの双方を支える役割を、社会教育人材及び社会教育施設がその専門性を生かし、連携して担う体制（「地域の学びと実践プラットフォーム」）を構築することを提示し、この実現に向けて、社会教育人材及び社会教育施設のそれぞれに関する重点事項を整理した。
また、重点事項ごとの具体策に関しては、令和5年度から令和6年度までを重点期間として、今後の取組内容や第12期の生涯学習分科会において専門的に審議する内容を整理した。
- 文部科学省認定社会通信教育について

文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、社会教育法等に基づき認定を行っている。今期は、2課程の認定、2課程の変更、4課程の廃止を行った。

区分	通信教育名	実施者
認定	女子栄養大学ヘルシー食事学	学校法人香川栄養学園
認定	食と健康	学校法人香川栄養学園
変更	早稲田速記講座専門課程	学校法人川口学園
変更	早稲田速記講座速習課程	学校法人川口学園
廃止	ホームヘルパー養成2級課程・通信コース	学校法人サンシャイン学園 東京福祉保育専門学校
廃止	現代経営講座管理者基礎コース	一般社団法人日本経営協会
廃止	現代経営講座戦略管理者コース	一般社団法人日本経営協会
廃止	現代経営講座中堅社員実力養成コース	一般社団法人日本経営協会

2. 来期に審議することが考えられる事項

● 生涯学習・社会教育の振興方策の具体化

第11期議論の整理を踏まえ、

- ①社会教育人材の活躍促進に向けた方策
- ②リカレント教育の推進
- ③地域と学校の連携・協働の推進
- ④国際的な動向への対応

を中心に、今後の生涯学習・社会教育の振興方策について引き続き審議することが考えられる。